

任期満了に伴う労働者代表の選出スケジュールについて

< 労働者代表とは >

労働基準法により、会社が労使協定締結時や就業規則の作成変更を行う時は、労働者の意見聴取や行政機関への届出などが必要となっております。これにより、各事業場のすべての労働者の中から労働者の過半数の代表を選出しなければなりません。労働者代表となられた方は、当該事業場のすべての労働者の意見を代表して使用者側との労使協定等の決定に必要な手続きに当たっていただきます。※管理監督者は労働者代表にはなれません。

< 労働者代表の選出方法 >

選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議)がとられている必要があります。

< スケジュール >

	令和6年12月					令和7年1月					2月					3月					4月							
	週	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	
1 立候補者の要件・募集・受付の内容をHP上で公開			※12/20(金)～1/20(月)締切																									
2 立候補者の資格確認								※候補者決定																				
3 立候補者をHP上で公表 立候補者の信任・不信任の投票 (回覧またはメールにて受付)											※1/27(月)～2/28(金)					即日開票・決定												
4 決定後HPで公開																	※HP上で労働者代表の公開開始											